

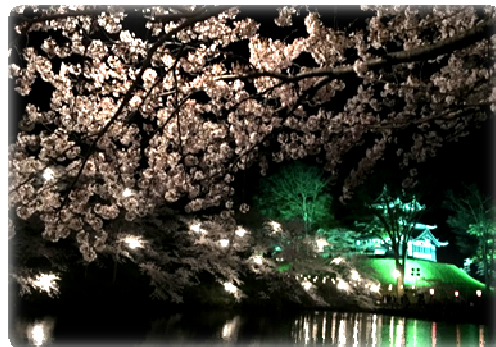


2018年4月

一般財団法人 上越環境科学センター

この冬、新潟の平野部は強い寒気の影響で例年になく大雪に見舞われ、弊センターでも職員総出で除雪に追われておりましたが、それが嘘のように暖かくなり、早めの春を迎えた上越市内では「高田城百万人観桜会」の開幕を待たずに桜が開花しました。多くの人に愛される桜のように、皆様から御愛顧いただけるよう今年度も職員一同努めて参ります。

さて今回の JEC ニュースでは、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の改正」、「石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアルの改訂等について」、「改正土対法施行の動き」、「シックハウス問題に係る指針値検討の動向」について取り上げます。



1. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の改正

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令」が 2018 年 2 月 21 日に改正されました。主な内容は以下のとおりです。

◆ 第一種特定化学物質の追加

2018年4月1日施行

- ① ポリ塩化直鎖パラフィン
(炭素数が 10~13 のものであって、塩素の含有量が全重量の 48%を超えるものに限る)
- ② 1,1'-オキシビス(2,3,4,5,6-ペンタプロモベンゼン)
(別名 デカプロモジフェニルエーテル)

◆ 第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品の追加・一部変更

2018年10月1日施行

- ① ポリ塩化直鎖パラフィン
(炭素数が 10~13 のものであって、塩素の含有量が全重量の 48%を超えるものに限る)
 - ・潤滑油、切削油及び作動油
 - ・樹脂用又はゴム用の可塑剤
 - ・接着剤及びシーリング用の充填料
 - ・生地に防炎性能を与えるための調整添加剤
 - ・塗料(防水性かつ難燃性のものに限る)
 - ・皮革用の加脂剤
- ② デカプロモジフェニルエーテル
 - ・防炎性能を与えるための処理をした生地/床敷物/カーテン/旗及びのぼり
 - ・生地、樹脂又はゴムに防炎性能を与えるための調整添加剤
 - ・接着剤及びシーリング用の充填料
- ③ PFOS 又はその塩

・半導体(無線機器が 3MHz 以上の周波数の電波を送受信することを可能とする化合物半導体を除く)の製造に使用するエッチング剤

・半導体用のレジスト ・業務用写真フィルム

※航空機用の作動油、糸を紡ぐために使用する油剤、金属の加工に使用するエッチング剤、メッキ用の表面処理剤又はその調製添加剤、半導体の製造に使用する反射防止剤、研磨剤、消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤、防虫剤(しろあり又はありの防除に用いられるものに限る)、印画紙 は変更無し。

◆ “第一種特定化学物質を使用することができる用途”を定める規定の削除

2018年4月1日施行

◆ “技術上の基準に従わなければならない第一種特定化学物質が使用されている製品”を定める規定の削除

2018年4月1日施行

但し、PFOS 又はその塩が使用されている製品で消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤については、当分の間 **引き続き指定**する。

◆ 新規化学物質の審査特例制度における国内製造量・輸入量の上限值となる環境排出量の数量の設定

2019年1月1日施行

少量新規特例制度：1トン 低生産量新規特例制度：10トン

このほか、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の関係法令が複数改められていますので、経済産業省ホームページ等で詳細をご確認ください。下記はその一部です。

- ◆ 新規化学物質に係る試験並びに優先評価化学物質及び監視化学物質に係る有害性の調査の項目等を定める省令（2018年3月12日改正、4月1日施行）
- ◆ 有害性情報の報告に関する省令（2018年3月12日改正、4月1日施行）
- ◆ 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の表 PFOS 又はその塩の項に規定する製品で PFOS 又はその塩が使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第一種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項（2018年3月30日改正、4月1日施行）
- ◆ 新規化学物質のうち、高分子化合物であって、これによる環境の汚染が生じて人の健康に係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害を生ずるおそれがないものに関する基準（2018年3月6日改正、4月1日施行）
- ◆ 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について（2018年3月30日通知、4月1日運用開始）
- ◆ 「既に得られているその組成、性状等に関する知見」としての取扱いについて（2018年3月14日通知、4月1日運用開始）

2. 石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアルの改訂等について

「建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にはく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」に基づく石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル（以下、飛散防止マニュアル）が2018年3月に改訂され、[2.20版]となりました。

2016年5月13日付の総務省勧告においては、建築物の解体時等や災害時におけるアスベストの飛散・ばく露防止対策の実施状況等調査結果から、建築物等解体等作業の石綿事前調査に不適切な事例が見られることを指摘するとともに必要な改善措置等について公表しています。これを受け、2016年度に飛散防止マニュアルが改訂され（[2.10版]（2017年3月））、更に[2.11版]（2017年11月）へと改訂されています。

今回の改訂は、[2.10版]ないし[2.11版]をベースにし、部位別の主立った建材の撤去方法、石綿対策工事において注意が必要な工事事例、作業計画作成のポイントが追記されたほか、最新の知見を反映したものとなっています。

本飛散防止マニュアルは、石綿除去等に係る全ての留意事項を網羅するものではありませんが、最新の知見を踏まえた改訂が重ねられており、関係者は常に最新の飛散防止マニュアルを入手し、建築物の解体等に係る石綿飛散および漏洩防止対策の適切な実施に資することが望めます。

2018年4月20日には、建築物に係る事前調査において石綿含有建材の使用状況を適切かつ有効に把握するための主な留意点をまとめた「建築物に係る石綿の事前調査における主な留意点について」が、厚生労働省から都道府県労働局宛てに通知されています。併せて関係事業者等団体に対しては、協力を要請するとともに、事前調査を行う者に対する教育等に当たっての留意点も通知しています。

労災件数

石綿による疾病に関する労災保険給付支給決定件数(※)
(厚労省公表)

H28年度 1,057件
前年度比 24件増

(※対象疾病)
肺がん、中皮腫、
良性石綿胸水、
びまん性胸膜肥厚
石綿肺



3. 改正土対法施行の動き

2017年5月19日に公布された「土壌汚染対策法の一部を改正する法律」の概要はJECニュース No.42にて既報の通りですが、この法律は二段階で施行されることになっており、その第一段階の事項については2018年4月1日に施行されました。

第一段階施行の概要 / 2018年4月1日施行

○土壌汚染対策法施行令の一部を改正する政令/2017年10月25日公布

- ・汚染土壌処理業の許可について、暴力団排除規定の対象とするべき使用人の範囲
本店又は支店その他契約締結権限を有する者を置く場所の代表者。

○土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令/2017年12月27日公布

- ・調査結果を形質変更の届出に併せて提出する際の手続き
土地の所有者等の同意について、当該者全員の同意があった旨を証する書類を添付させる。
- ・土壌汚染状況調査の方法
法第3条第1項の省令に基づく土壌汚染状況調査の方法が適用される。
- ・解除された区域の台帳を追加したことに伴う、台帳調製の在り方及び記載事項の整理。

○汚染土壌処理業に関する省令の一部を改正する省令/2017年12月27日公布

- ・汚染土壌処理業の許可の申請書について、申請者が暴力団員等に該当しないことを確認するための記載事項及び添付資料を追加。
- ・汚染土壌処理業の譲渡及び譲受、合併若しくは分割又は相続の承認を申請する際の実績事項及び添付資料。

○土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令の一部を改正する省令 /2017年12月27日公布

- ・技術管理者証の交付申請期間を、試験合格日から3年以内に延長する。
- ・技術管理者証更新の際の実績事項の書換えの手続きの追加。
- ・指定調査機関の変更届出を事後としたことに伴う様式の修正。

○環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令/2017年12月27日公布

- ・管理表及び指定調査機関が備え付ける帳簿の保存について、電磁的記録保存を可能とする。

第二段階施行の事項については、中央環境審議会土壌農薬部会土壌制度小委員会において検討が進められており、現在下記の内容が予定されています。第二段階の施行日は、公布の日から起算して2年以内(2019年5月19日まで)において政令で定める日となります。

第二段階施行の概要 (予定)

1. 土壌汚染状況調査及び区域指定に関する事項

- (1) 有害物質使用特定施設における土壌汚染状況調査
 - ・ 一時的免除中や施設操業中の事業場における土地の形質変更や搬出規制
 - ・ 地下浸透防止措置が行われている施設廃止後の調査
- (2) 一定規模以上の土地の形質変更の際の土壌汚染状況調査
 - ・ 法第4条第1項の届出対象範囲等
 - ・ 調査対象とする深さの範囲の適正化
- (3) 臨海部の工業専用地域等の特例
- (4) 昭和52年3月15日より前に埋め立てられた埋立地の取扱い

2. 要措置区域等における対策及び汚染土壌処理施設における処理に関する事項

- (1) 要措置区域における指示措置等の実施枠組み
汚染除去等計画及び完了報告の届出並びに都道府県知事による確認、台帳の記載事項の取扱い
- (2) 要措置区域等における土地の形質変更の施行方法及び搬出時の認定調査等
要措置区域等における土地の形質変更の施行方法、飛び地間の土壌の移動の取扱い、認定調査の合理化
- (3) 自然由来・埋立柱材由来基準不適合土壌の取扱い

3. その他

- ・ 指定調査機関の技術的能力等
- ・ 土壌汚染状況調査の合理化

4. シックハウス問題に係る指針値検討の動向

シックハウス対策の指標の一つとして、厚生労働省が設定している室内空气中化学物質の室内濃度指針値があります。これは同省が適宜開催する「シックハウス（室内空気汚染）問題に関する検討会」（以下、検討会）において議論され、パブリックコメントも踏まえながら見直されています。第 21 回検討会（2017 年 4 月 19 日）では 3 物質についての指針値新規設定、4 物質についての指針値改定等の提案がなされました。この厚生労働省の指針値改定は、文部科学省や国土交通省が設ける学校や住宅、建築物等に関する規制にも波及することが十分予想されます。また関係業界におかれましては、求められる品質や仕様等に影響することも考えられます。既にパブリックコメントの募集は終了しており（2017 年 6 月 5 日～7 月 4 日）、今後の改定への動きが注目されます。

室内濃度指針値（厚生労働省）

揮発性化合物	室内濃度指針値（両単位の換算は、25℃の場合による）	設定日
ホルムアルデヒド	100 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.08 ppm)	1997.6.13
アセトアルデヒド	48 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.03 ppm)	2002.1.22
トルエン	260 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.07 ppm)	2000.6.26
キシレン	870 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.20 ppm) 現行	2000.6.26
	200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.05 ppm) 改定案	—
エチルベンゼン	3800 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.88 ppm) 現行	2000.12.15
	58 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.01 ppm) 改定案	—
スチレン	220 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.05 ppm)	2000.12.15
パラジクロロベンゼン	240 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.04 ppm)	2000.6.26
テトラデカン	330 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.04 ppm)	2001.7.5
クロルピリホス	1 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.07 ppb) 小児の場合 0.1 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.007 ppb)	2000.12.15
フェノブカルブ	33 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (3.8 ppb)	2002.1.22
ダイアジノン	0.29 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.02 ppb)	2001.7.5
フタル酸ジ-n-ブチル	220 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.02 ppm) 現行	2000.12.15
	17 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (1.5 ppb) 改定案	—
フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	120 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (7.6 ppb) 現行	2001.7.5
	100 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (6.3 ppb) 改定案	—
総揮発性有機化合物 (TVOC)	暫定目標値 400 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	2000.12.15
2-エチル-1-ヘキサノール	130 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.02 ppm)	—
テキサノール	240 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.03 ppm)	—
2,2,4-トリメチル-1,3-ペンタンジオールジイソブチレート (TXIB)	100 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (8.5 ppb)	—

一般財団法人 上越環境科学センター
 〒942-0063
 新潟県上越市下門前 1666 番地
 TEL : 025-543-7664
 FAX : 025-543-7882
 E-mail : info@jo-kan.or.jp
 URL : http://www.jo-kan.or.jp
 担当 : 業務課 佐賀・森

【編集-ロメモ】

はやりの曲はついていけないほど早いスピードで変わっていきませんが、卒業ソングは何年経っても褪せることなく、毎年たくさんの人の旅立ちを彩ります。「仰げば尊し」「想い出がいっぱい」「卒業」「卒業写真」「3月9日」「旅立ちの日」…♪

みなさんの心に残る卒業ソング、そして蘇る思い出は何でしょうか。



JEC ニュースをご覧くださいありがとうございます。

ご意見・ご感想などをお寄せいただければ幸いです。

(編集担当：佐賀)